

新型コロナウイルス感染症対策に
関する緊急提言

令和2年4月8日
全国市長会

目 次

1. 国と地方の緊密な連携について	1
2. 物資不足への対応について	1
3. 小・中学校等の一斉休業への対応について	2
4. 医療・介護サービス提供体制の確保等について	3
5. 地域経済対策について	4
6. 雇用・就業機会の拡充、強化について	6
7. 生活支援臨時給付金（仮称）について	6
8. 徴収猶予と財政措置について	6
9. その他	7

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言

国においては、4月7日に都市部を中心とした新型コロナウイルスの感染者の急増を受け、7都道府県を対象として「緊急事態宣言」を発令するとともに、感染症拡大の影響により国難というべき厳しい状況に陥っている経済情勢を踏まえ、新たな給付金の創設などを盛り込んだ過去最大規模となる「緊急経済対策」を取りまとめ、国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意のもと、具体的な対応方策が示された。

住民と最も近い我々都市自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策として、教育、医療・介護等の現場において様々な課題に全力を尽くしているところであるが、この危機的状況を克服すべく、引き続き、国・都道府県と連携・協力し、取り組んでいく決意である。

については、地方の実態や要請を踏まえ、地方と十分協議のうえ、下記のとおり適切かつ弾力的な支援を講じることを強く求める。

特に、今回の都市自治体における様々な取組は、国の方針に基づいて行われていることを踏まえ、それに要する経費については、国において万全な財政措置を講じていただきたい。

1. 国と地方の緊密な連携について

新型コロナウイルス感染症対策については、関係各府省庁・都道府県・市町村等で緊密に情報共有を行うため、情報交換の場を設けるなど、万全の措置を講じること。

特に、新型コロナウイルス感染症者が集団で発生した場合に、感染者及び参加者の情報を可及的速やかに居住する都道府県及び都市自治体へ提供すること。

2. 物資不足への対応について

(1) マスク、アルコール消毒液等が全国的に不足し、供給が滞っている現状を踏まえ、生産・供給体制を強化するとともに、特に医療機関や介護施設及び教育の現場のニーズに適切に応えられるよう速やかに必要数を確保し都市自治体に供給すること。

また、都市自治体の必要物資調達に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響によって不足する物資については、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」等により適切に対応すること。

3. 小・中学校等の一斉休業への対応について

(1) 放課後児童クラブ等の運営に対する支援

- 1) 公設・民営の放課後児童クラブや学校教室を活用した子どもの預かり事業に従事する支援員等の配置に要する経費、市職員等の長時間勤務に伴う時間外勤務手当、受入れ体制を整備するための経費、保護者の利用料等の減免に伴う経費等について、十分な財政措置を講じること。
- 2) 受入れ人数が増加することにより新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まることが懸念されるため、学校施設の柔軟な利活用をはじめ、子どもたちの濃厚接触を回避するための有効な対応策を講じ、周知すること。
- 3) 休校が長期となった場合、新たな教材の配布など、学力低下対応や子どもの過ごし方対策のために実施される事業の経費については、十分な財政措置を講じること。
- 4) 長時間の預かりによる児童のストレスを緩和するために、都市自治体が行う様々な取組について、財政措置を講じること。
- 5) 小・中学校等の休業中の子ども預かり中に生じた事故については、学校の管理下とみなして、日本スポーツ振興センターの給付金の対象とすること。

(2) 保育所等の人員基準の緩和について

- 1) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」（令和2年2月25日付厚生労働省子ども家庭局保険課事務連絡）については、具体的な取扱基準や適用期限を明確にすること。
また、基準の緩和により事故等が発生した場合の責任の所在等を明確にすること。
- 2) 小・中学校等の休業に伴い、子どもを持つ保育士等が働けなくなることで、人員が不足する保育所等が発生している。これに伴い、都市自治体が子どもの安全を確保するため、保護者に対して登園の自粛要請等を行った場合、施設の運営費の補填や保護者の保育料等の減免によって生じる経費については、十分な財政措置を講じること。

(3) 保育所等の休業に対する補償等

新型コロナウイルス感染症の発生により保育所等が休業となった場合における幼児の受入れ先確保について、特段の配慮をすること。
また、保育所等の休業補償に対する財政措置を拡充すること。

(4) 学校給食について

給食のキャンセルに伴う調理員等に対する休業補償については、十分な財政措置を講じること。

(5) 要保護・準要保護世帯に対する給食に代わる食事提供等に係る経費について、国の財政措置を講じること。

(6) 修学旅行の延期・中止について

新型コロナウイルス感染症の影響により小・中学校の修学旅行を延期・中止し、キャンセル料が発生した場合、十分な財政措置を講じること。

(7) 小学校休業等対応助成金等の給付に当たっては、都市自治体に過度の事務負担が発生しないよう十分に配慮すること。

4. 医療・介護サービス提供体制の確保等について

(1) マスク、アルコール消毒液等が全国的に不足し、供給が滞っている現状を踏まえ、生産・供給の強化策を講じること。

また、医療機関や介護施設等が感染予防衣や検温体制の整備等、感染予防策を適切に実施できるよう特段の財政措置を講じるとともに、必要な人員を確保することができるような支援体制を構築すること。

さらに、都市自治体の感染拡大予防に資する物資調達に要する経費に対して、財政措置を講じること。

(2) 医療機関において、新型コロナウイルス感染患者の受入れの増加に対応するため、一般病床を感染症病床として転用する際に、必要な資機材や設備の導入及び医療従事者の増員等に要する経費について、十分な財政措置を講じること。

これに伴う診療報酬等の減収により、病院経営や自治体の財政に影響が生じないように、十分な財政措置を講じること。

さらに、感染患者の受入れによる風評被害等によって、病院経営に影響が生じた場合についても、十分な財政措置を講じること。

(3) 院内感染が発生した場合、病院機能が著しく低下することが予想されるため、公的・民間施設を問わず、必要な対応策や支援策を講じること。

(4) 中山間地域や離島等の医療体制が脆弱な市町村においては、新型コロナウイルス感染患者の受入れの増加や院内感染により、地域医療全体の機能が著しく低下することが予想されるため、国・都道府県が連携した広域的な支援体制を講じること。

(5) 小・中学校等の休業に伴い、子どもを持つ医療従事者が十分な勤務を行えなくなることによる病院機能の低下に対しては、必要な支援策を講じること。

(6) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」（令和2年2月28日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他）により、介護サービス事業所において、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減算を行わない等の柔軟な対応が可能となったことは評価するが、そのことに伴うサービスの質の低下が生じないように、対応策を検討すること。

(7) 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の保険適用について、検査を

希望する患者が殺到し、医療機関に混乱が生じないように、適切な受診・検査体制の構築・周知を図ること。

- (8) 簡易検査キットや治療薬、ワクチンの早期開発及び供給に全力で取り組むこと。

また、治療薬等の使用に当たってのガイドラインの整備や、具体的な接種体制についても検討すること。

5. 地域経済対策について

- (1) 中小企業・小規模企業者、農林漁業者などへの対応について

1) 更なる資金繰り支援の強化と迅速な実施

既に政府系金融機関による実質無利子・無担保の特別貸付制度がスタートしているが、実態を踏まえ、必要に応じて融資枠の上限額の引き上げや無利子期間の延長等を行うとともに、地域に根差した店舗数の多い民間金融機関も同様の融資ができるように指定要件の緩和等を行うこと。

また、事業者の資金繰り等に重大な支障が生じることのないよう担当人員の増員により審査等に要する期間の短縮を図り、更に手続きを簡素化することにより最大限のスピード感を持って対応すること。

さらにイベントの自粛要請中とその後の一定期間、既往債務の返済猶予や融資条件変更手数料等の無料化について、実効性や透明性を確保するため、時限立法により制度化するなど、中小企業・小規模企業者や農林漁業者等の運転資金の確保等を図ること。

2) 財政支援の強化

資金繰りに窮している中小企業・小規模企業者や農林漁業者等に対する、利子補給、保証料補助を実施するとともに、急激に売上が減少した事業者に対しては緊急助成金の給付による支援などを行うこと。

3) サプライチェーンを守るための企業の地方への立地促進

建設業や製造業等において、輸入部品や資材等の調達に滞り生産体制に深刻な影響が生じていることから、国内調達が可能となるよう日本での代替生産などを行う企業等に対する支援制度を創設するとともに、積極的に地方都市への誘導を図ること。

4) 経営環境の整備支援

売上が急激に減少し、経営がひっ迫している中小企業・小規模事業者に対する、家賃や光熱費等の事業用固定費の補助や中小企業等に対する不当な価格低減の要求が起これないように発注企業等への周知・監視体制を強化すること。

また、後継者が不在のため廃業を考える事業者も増えていることから、事業承継補助金の拡充を図ること。

5) 都市自治体が緊急に実施した対策に係る財政措置

事業者が融資を受ける際の初期負担軽減を図るため、都市自治体が独自に実施する信用保証料の助成や利子補給などの補助制度等について、財政措置を講じること。

また、都市自治体が緊急的に実施した事業者支援の施策等について、財政措置を講じること。

6) 農林漁業者等への支援の拡充

農林水産物の消費の冷え込み等による価格低迷が続いており、特に和牛の価格低下が顕著であることから、畜産経営安定対策など農林水産物の価格安定制度を拡充すること。

また、契約栽培農家をはじめとして急激な需要の落ち込みにより収入減となっている生産者も多いことから、国産農林水産物の利用促進など国内外における需要喚起を行うとともに、次期作に必要な種子・種苗、生産資材等の安定供給や情報提供、卸売市場における感染症予防対策や感染者発生時の対応体制の整備に係る支援の拡充など、農林漁業者等が安心して生産活動などを行うことができるよう、万全の対策を講じること。

7) 地域公共交通機関への支援

新型コロナウイルス感染症による需要減の影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの地域公共交通機関については、安定経営に向けた積極的な支援を講じること。

8) 外国人労働者の確保等について

感染拡大に伴う入国拒否措置等の影響による外国人労働者の減員等により人手不足が懸念されることから、外国人技能実習生の実習期間の延長や転籍制約の緩和など、外国人労働者の確保に向けた総合的な対策を講じること。

(2) 大胆な地域活性化・経済対策の実施について

1) これまでに無い消費喚起対策の実施

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業を対象に、Go Toキャンペーン（仮称）を行うとしているが、実施に当たっては、都市自治体及び事業者等の現場の意見を踏まえ、イベント開催等に係る支援を行うとともに、風評被害対策を実施すること。

また、消費喚起対策として、現金給付、地域振興券の交付、キャッシュレスポイント還元事業の期間延長、軽減税率対象品の拡大、高速道路利用料金に係る免除制度を導入するなど必要かつ十分な経済財政政策を実施すること。

2) 地域の実情に応じた経済対策

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」については、感染症拡大の防止、地域経済・住民生活の支援等を迅速に行うため

にも、自由度が高く、地域の実情に応じてきめ細やかに実施できる制度とすること。

また、公共事業による景気の下支えが必要であることから、特に地方が必要とする道路網の構築に係る事業など、国直轄事業・補助事業等の社会資本整備を力強く推進し、地方独自の発想で公共投資を行うことを通じて需要の拡大を図ること。

さらに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が令和2年度までの限定的な措置となっており、地方の行政や経済界において将来展望に不安があることから、同対策の継続や対象事業の拡大を早期に決定し、これらの取組を一層加速させること。

加えて、感染症の拡大防止対策として、テレワークの強力な推進や5G・ICT技術の利活用に向けた取組が早急に求められていることから、光ファイバーや5G基地局等の基盤整備、官民挙げたテレワークの推進、5G・ICTの利活用を図ること。

その際、離島や中山間地域など条件不利地域における通信基盤が確実に整備され、都市と地方の基盤整備格差が生じないよう万全の措置を講じること。

6. 雇用・就業機会の拡充、強化について

採用の内定取り消し及び非正規労働者等の解雇、雇い止めをすることのないよう企業に対して要請を徹底すること。

また、内定が取り消しされた者等を受け入れる企業に対して、新たな特定求職者雇用開発助成金のメニューを創設するとともに、離職を余儀なくされた失業者に対して雇用・就業の機会を創出・提供する等の緊急雇用創出事業を実施すること。

7. 生活支援臨時給付金（仮称）について

新型コロナウイルス感染拡大による影響で所得が減少した世帯などを対象にする現金給付については、国は地方と十分協議し、その意見を反映し、交付事務が円滑に行われるよう万全の対策を講じられたい。特に、給付対象者、給付方法、その他安全対策等について、国は十分に周知を図るとともに、問い合わせに対応する窓口（コールセンター）を国において設置するなど、都市自治体の現場に混乱や過度の負担が生じないようにすること。

また、都市自治体の交付事務に係る経費については、全額国費により措置すること。

8. 徴収猶予と財政措置について

徴収猶予が全ての税目にわたることによって、多額の不納が生じることが

想定されるため、地方交付税の配分前倒しや一時借り入れの利子補てんなど、都市自治体の資金繰りに万全の対策を講じること。

また、令和2年度の税収見通しは、感染症拡大の影響により大幅に下押しされていることに加えて、徴収猶予は年度を超えることが想定されるため、減収補てん債の対象税目の拡大や臨時的な地方債の発行など、都市自治体の行政運営に支障が生じない財政措置を講じること。

9. その他

(1) 情報提供について

国は、今般の新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を、国民や事業者に対して分かりやすくかつ迅速に提供するとともに、都市自治体によるコールセンター設置やメディア等を活用した住民への丁寧な説明が行えるよう支援すること。

また、トイレットペーパーの買いだめ騒動のような過剰反応を抑制し、国民それぞれが、冷静かつ適切に新型コロナウイルス感染症対策に協力できるよう都市自治体へ速やかに情報提供すること。

(2) 公共施設の閉館やイベントの自粛等について

公共施設の休止やイベントのキャンセル等によって、指定管理者の事業収入の減少や非常勤職員の賃金の補填、返金対応等が発生した場合、これに伴う都市自治体の負担について、財政措置を講じること。

(3) 外国からの帰国者が日本に入国した時点において、空港または空港周辺等の場所での14日間の待機を徹底させるなど、隔離・停留等の強制力を持った水際対策の強化のための抜本的措置を早急に講じること。

以上、昨日の緊急事態宣言の発令及び緊急経済対策の閣議決定を受けての緊急提言である。

我々基礎自治体は、国と協力して、住民の命と健康を確保し、住民生活及び地域経済の安定を図るため、引き続き必要な対策に全力で取り組む決意である。今後、新たな課題が生じた場合には、改めて提言させていただくこととしたい。

令和2年4月8日

全国市長会 会長 立 谷 秀 清

